

国民の安定的な資産形成の支援に関する施策の
総合的な推進に関する基本的な方針（案）

令和●年●月●日閣議決定

目 次

I 国民の安定的な資産形成の支援に関する基本的な方向	1
1 安定的な資産形成の実現の必要性	1
2 安定的な資産形成に関する現状と課題	1
3 基本的な方針の策定	2
II 国民の安定的な資産形成の支援に関する施策	3
1 国民の安定的な資産形成に資する制度の整備	3
(1) 総論	3
(2) 新しいNISA	3
(3) iDeCo	4
(4) 顧客の立場に立ったアドバイザーの普及・促進	4
2 国民の安定的な資産形成に資する制度の利用の促進	5
(1) 総論	5
(2) 顧客本位の業務運営の確保	6
(3) 資産運用業の改革	6
(4) アセットオーナーシップの改革	7
3 国民の安定的な資産形成に関する教育及び広報の推進	7
(1) 総論	7
(2) 長期・積立・分散投資の意義	8
(3) 金融トラブルから身を守るための知識の習得	9
(4) 金融リテラシーの向上における消費者教育との連携	10
(5) 社会保障教育との連携	10
(6) 私的年金等の普及促進	11
(7) 学校・教員向け支援	11
(8) 金融経済教育推進機構における教育及び広報	11
4 国民の安定的な資産形成の支援のために必要な調査及び研究	12
III 国民の安定的な資産形成の支援に関する施策を総合的に実施するために必要な国の関係行政機関、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力 ..	13
IV その他国民の安定的な資産形成の支援に関する施策に関する重要事項 ..	14
1 施策の実施状況の評価	14
2 基本方針の見直し	14

1 I 国民の安定的な資産形成の支援に関する基本的な方向

2 1 安定的な資産形成の実現の必要性

4 国民の安定的な資産形成は、国民一人ひとりの幸福や厚生を実現するため
5 に、不可欠な要素である。内閣府の調査¹においては、「家計と資産の満足度」
6 は、国民の「生活満足度」を構成する一つの分野として認識されている。また、
7 分野別満足度の中でも「家計と資産の満足度」は、「生活満足度」との関
8 係性が「生活の楽しさ・面白さ」に次いで二番目に強く、「将来不安度」との
9 関係性については、全ての分野別満足度の中で最も強いことが示されている。

10 また、国際的にも、金融経済教育等を通じて個人の金融面の厚生を高めることを目的とした議論が進められる²など、国内外を問わず、ファイナンシャル・ウェルビーイング³の実現に関心が高まっている。

14 こうした個々人の幸福や厚生の実現のみならず、国民の安定的な資産形成
15 を支援することにより、家計の金融資産が投資に向かい、企業価値の向上が
16 図られ得る。そして、その恩恵が家計に還元されることで、更なる投資や消
17 費につなげ、金融資産所得を増やしていく資金の流れを創出するという「成長
18 と分配の好循環」を実現することが重要である。また、こうした好循環の
19 中で、健全で質の高い金融商品が提供され、家計の金融資産が有効活用され
20 ることは、公正で持続可能な社会の実現にも資するものである。

22 2 安定的な資産形成に関する現状と課題

24 NISA 口座数の増加や若年層等における家計金融資産に占める有価証券保
25 有割合の増加など、家計における安定的な資産形成の実現に向けた取組には
26 一定の進捗が見られる。他方、2,100 兆円を超える日本の家計金融資産の半
27 分以上を引き続き現預金が占める⁴など、その資産構成の変化は小幅に留ま
28 っており、家計金融資産の伸びは、欧米諸国に比べて相対的に低いことも指
29 摘されている⁵。

¹ 内閣府「満足度・生活の質に関する調査報告書 2023」。

² OECD/INFE "High-Level Principles on National Strategies for Financial Education"。

³ 自らの経済状況を管理し、必要な選択をすることによって、経済的な観点から一人ひとりが多様な幸せを実現し、将来の経済状況についても安心感を得られている状態。

⁴ 日本銀行「資金循環統計」。

⁵ 新しい資本主義実現会議 第1回資産運用立国分科会 配布資料。

30
31 上記の「成長と分配の好循環」を実現し、我が国経済の持続的な成長と國
32 民の安定的な資産形成を実現するためには、インベストメント・チェーンに
33 参加する全ての主体が、十分にその機能を發揮することが重要である。すな
34 わち、家計の安定的な資産形成を実現するためには、持続的な企業価値向上
35 に向けた取組だけでなく、NISA や私的年金等の制度の普及、金融・資本市場
36 に関する事業者等の監督、学校教育や職域・地域における教育等を通じた
37 金融リテラシーの向上など、利用者の利便向上とその保護を図るための様々な
38 施策を、人口減少や少子高齢化等の社会情勢の変化も踏まえつつ、国全体
39 として総合的に進めていく必要がある。

40
41 あわせて、国だけではなく、地方公共団体や民間企業による主体的な取組
42 と国との連携も不可欠である。地方公共団体が行っている健康診断のように、
43 資産形成支援についても、例えば、地方公共団体や民間企業が NISA や私的
44 年金等の普及や利用促進を図るために職員・社員向けセミナーを開催するな
45 ど、国民が自らの生活設計の中で、どのように資産形成を進めていくかにつ
46 いて考える機会を身近な場所で定期的に得られるような取組を広く進める
47 ことが重要である。

48

49 3 基本的な方針の策定

50

51 令和 6 年 2 月、金融商品取引法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第
52 79 号。以下「改正法」という。）の一部が施行された。本基本方針は、改正
53 法による改正後の金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律
54 （平成 12 年法律第 101 号。以下「金サ法」という。）第 82 条の規定に基づ
55 き、国民の安定的な資産形成の支援に関する基本的な方向や、国民の安定的
56 な資産形成の支援に関する事項等を定めるものである。

57
58 なお、本基本方針に沿った取組を進めるに当たっては、少子高齢化や働き
59 方・生き方の多様化の進展等の経済・社会情勢における変化が、個々人の生
60 活・経済事情等に影響を与える点にも鑑みつつ、多くの国民が早期から継続
61 的に安定的な資産形成を図ることのできるよう、多様な資産形成の在り方に
62 配慮した環境を整備することが重要である。

64 II 国民の安定的な資産形成の支援に関する施策

65 1 国民の安定的な資産形成に資する制度の整備

66 (1) 総論

67

68 昭和 46 年に制定された勤労者財産形成促進法(昭和 46 年法律第 92 号)
69 に基づく財形貯蓄は、職域を通じた資産形成手段として多くの企業で活用
70 されているところであり、財形年金貯蓄及び財形住宅貯蓄については、利
71 子について税制上の優遇措置が講じられるなど、政府としても後押しして
72 いる。

73

74 NISA は、平成 26 年の導入以降、数度の制度変更を経て、利用者が●万人
75 を超える⁶など、広く浸透しつつある。とりわけ、平成 30 年に導入され
76 たつみたて NISA については、利用者の約 7 割を 20 代～40 代の比較的若
77 い世代が占めており、若年層からの資産形成の実現に寄与していた。令和
78 6 年から開始した新しい NISA は、後述(2)のとおり、より多くの国民が利
79 用しやすい制度となっており、更なる利用者の拡大が期待される。

80

81 また、個人型確定拠出年金（iDeCo）についても、平成 13 年の制度創設
82 以降累次の制度改革を行い、加入者は 300 万人を突破し増加している⁷。

83

84 政府としては、こうした税制優遇を伴う資産形成支援制度の利用状況、
85 高齢期の就労の拡大・長期化や、今後の経済・社会情勢の変化等を踏まえ
86 つつ、引き続き、必要な制度の整備や改善等に向けた検討を進めていくこ
87 とが重要である。

88

89 (2) 新しい NISA

90

91 従来、株式や投資信託への投資は、一部の富裕層が行うものというイメ
92 ージがあったが、NISA やつみたて NISA の導入後、令和 5 年 12 月末現在
93 で、●万口座が開設され、●兆円の新規投資が行われ⁸、かつ、20 歳代から
94 30 歳代の若年層の利用が急拡大している。

95

⁶ 金融庁「NISA 利用状況調査」。

⁷ iDeCo 公式サイト「iDeCo（個人型確定拠出年金）の加入者数等について」

⁸ 金融庁「NISA 利用状況調査」。

さらに、令和6年1月に開始した新しいNISAは、非課税保有期間の無期限化と制度の恒久化により、若年期から高齢期に至るまで、長期・積立・分散投資による継続的な資産形成を行うことが可能となった。また、年間投資上限額の拡充により、個人のライフステージに応じて、資金に余裕があるときに集中的に投資を行うことも可能となっている。

より幅広い層が個々人のライフプランやライフステージに応じて適切に新しいNISAを利用できるよう、官民連携による積極的な広報を展開し、普及・活用を促進していく。また、投資未経験者も含めた利用者利便の向上やサービスを提供する金融機関の負担軽減に取り組んでいくとともに、利用者保護の観点から金融機関に対するモニタリングにも取り組む。

こうした取組を通じて、令和9年末時点におけるNISA総口座数を3,400万へ、NISA買付額を56兆円へ増加させることを目指す⁹。

(3) iDeCo

高齢期の就労拡大・多様化のみならず、働き方やライフスタイルの多様化により、老後に向けた家計の資産形成の重要性が増していることから、iDeCoの拠出限度額の引上げ、加入可能年齢の引上げ、各種手続の簡素化・迅速化等について、検討を進める。

(4) 顧客の立場に立ったアドバイザーの普及・促進

国民の安定的な資産形成を支援するためには、個々人のライフプラン、資産状況、収入等を考慮した上で、家計管理、資金計画、財形貯蓄・NISA・iDeCo等の税制優遇制度、多様化する金融商品・サービス等について、気軽に相談し、継続的に良質なアドバイスを受けられる環境を整備することが重要である。この点、組成・販売等を行う金融機関においては、顧客本位の業務運営の確保を進め、顧客に対して適切な情報提供を行うことが引き続き期待されるが、さらなるアドバイス環境の充実を図る観点から、イ

⁹ 資産所得倍増プラン（令和4年11月 新しい資本主義実現会議決定）では、「5年間で、NISA総口座数（一般・つみたて）を現在の1,700万から3,400万へと倍増させることを目指して制度整備を図る。」「5年間で、NISA買付額を現在の28兆円から56兆円へと倍増させる。」とされている。

127 インベストメント・チェーンにおいて顧客と販売会社の間に入り、顧客の判
128 断をサポートするアドバイザーの役割も大きい。また、そのアドバイスに
129 ついては、顧客の立場に立って、顧客の家計全体を最適化するよう行われ
130 ることが必要である。

131
132 しかしながら、顧客の立場に立っていると謳いながら、例えば短期的な
133 収益の追求など、顧客の利益とは必ずしも一致しない動機に過度に偏重し
134 た結果、特定の金融事業者や金融商品に偏ったアドバイスが行われている
135 ケースが見られる、顧客にとって誰が信頼できるアドバイザーであるかが
136 分からない等の課題が指摘されている。こうした点を踏まえ、様々な形で
137 良質なアドバイスがより広く提供されるよう、3(8)で後述する金融経済教育
138 推進機構において、一定の中立性を有し、顧客の立場に立っていると評
139 価可能なアドバイザー（以下、「認定アドバイザー」という。）の見える化
140 に取り組む。その際、諸外国では、アドバイザーが提供できる商品・サー
141 ビスの範囲や、顧客からのみ報酬を得ているかどうか等に着目している点
142 を踏まえることとする。

143
144 また、これまでの我が国における金融ビジネスの慣行や家計のアドバイ
145 ス・サービスの利用状況を踏まえれば、現状、顧客からのみ報酬を得るア
146 ドバイスでは持続可能なビジネスとして成立させていくことには困難が
147 伴うとの指摘もある。顧客が良質なアドバイスを気軽に受けられる環境を
148 整備する観点から、3(8)で後述する金融経済教育推進機構において、こう
149 した認定アドバイザーを支援していく。

150 2 国民の安定的な資産形成に資する制度の利用の促進

151 (1) 総論

152 国民の安定的な資産形成を支援するに当たっては、インベストメント・
153 チェーンを構成する各主体が、それぞれの役割を十分に發揮し、「成長と
154 分配の好循環」を実現することが重要である。そのため、金融サービスの
155 利用者が、安心してサービスを利用できるよう利用者保護を図り、かつ、
156 よりよいサービスを受けられるよう利用者利便を向上させる観点から、広
157 く金融サービスを提供する事業者が、顧客に対して誠実かつ公正に業務を行
158 うこと、及び、顧客本位の良質なサービスの提供に努めることが不可欠
159 である。

163 また、アセットオーナーの中には、加入者から委託を受けて資金を運用
164 し、個人の安定的な資産形成を実現する上で重要な役割を有する者もいる。
165 こうしたアセットオーナーは、受益者の最善の利益を確保する観点から、
166 運用する目的に基づき目標を定め、その運用を実現するための委託先を厳
167 しい目で見極めることが必要である。

168
169 こうした観点から、改正法により、広く金融事業者一般及び企業年金制
170 度等の運営に携わる者を対象として、顧客等の最善の利益を勘案しつつ、
171 誠実かつ公正に業務を遂行する義務が規定されている（金サ法第2条第1
172 項）。これを踏まえ、金融商品の販売、助言、商品開発、資産管理、運用等
173 を行う金融事業者や企業年金制度の運営に携わる者等が、顧客等の最善の
174 利益を勘案しつつ、誠実かつ公正に業務を遂行する観点から業務運営に取
175 り組むよう、促していくことが重要である。

176
177 (2) 顧客本位の業務運営の確保

178
179 金融事業者による顧客本位の業務運営の確保に向け、金融事業者において
180 顧客の最善の利益に資する商品組成・販売・管理等を行う態勢が構築さ
181 れているかについてモニタリングを行う。

182
183 特に、金融商品を組成するにあたって、顧客の最善の利益に適う商品選
184 択を確保するため、運用体制の透明性確保も含め、金融商品の品質管理を行
185 うプロダクトガバナンスを促進する。

186
187 (3) 資産運用業の改革

188
189 我が国において、資産運用ビジネスを有する大手金融機関グループが果
190 たすべき役割は大きい。グループ全体で顧客の最善の利益を勘案した運営
191 体制やガバナンス体制の構築及びその実効性確保を促す。

192
193 また、国内外の優れた事業者や人材が日本に集まり、互いに競い合うこ
194 とで、より良い多様な商品やサービスが、家計をはじめとする投資家に提
195 供される環境を築いていく。

196 このため、日本独自のビジネス慣行や参入障壁の是正を進める。さらに、
197 金融庁と意欲ある自治体が協働して、関係省庁と連携しつつ、特定の地域
198 において金融・資産運用サービスを集積し、高度化と競争力強化を促進す
199 る。加えて、当該地域が金融・資産運用の投資対象として一体的に推進す

200 る成長分野（スタートアップ等）を支援する。

201

202 この他、「資産運用立国実現プラン」（令和5年12月新しい資本主義実
203 現会議資産運用立国分科会とりまとめ）に掲載された施策について着実に
204 取り組む。

205

206 (4) アセットオーナーシップの改革

207

208 アセットオーナーは、受益者の最善の利益を勘案しつつ、誠実かつ公正
209 に業務を遂行する観点から、運用する目的に基づき目標を定め、その運用
210 を実現するための委託先を厳しい目で見極める、といった運用力を高度化
211 していくことが必要である。

212

213 アセットオーナーの範囲は、公的年金、共済組合、企業年金、保険会社、
214 大学ファンドなど幅広く、課題もそれぞれであるが、アセットオーナーが
215 それぞれの運用目的・目標を達成し、受益者等に適切な運用の成果をもたらす等の責任を果たす観点から、アセットオーナーに共通して求められる
216 役割があると考えられる。このため、アセットオーナーの運用・ガバナンス・リスク管理に係る共通の原則（アセットオーナー・プリンシブル）を
217 策定する。

218

219 この他、「資産運用立国実現プラン」に掲載された施策について着実に
220 取り組む。

221

222 **3 国民の安定的な資産形成に関する教育及び広報の推進**

223

224 (1) 総論

225

226 国民一人ひとりが、それぞれのライフプランに合った金融商品・サービスをより適切に選択し、安定的な資産形成を行っていくことで、より自立的で安心かつ豊かな生活を実現するためには、個々人の金融リテラシーを向上させていくことが重要である。

227

228 これまで、国、金融広報中央委員会、金融関係団体等は、最低限身に付けるべき金融リテラシーを体系的に整理した「金融リテラシー・マップ」
229

230 ¹⁰に基づき、ライフプランに応じた資産形成の啓発や投資体験に着目した

10 金融経済教育推進会議「金融リテラシー・マップ 『最低限身に付けるべき金融リテラ

教材の作成等、金融経済教育に関する取組を実施してきた。他方、こうした取組にもかかわらず、金融広報中央委員会の「金融リテラシー調査」¹¹において、依然として「金融経済教育を受けたと認識している人の割合」が低水準であることが示されているとおり、金融経済教育を受ける機会が国民に十分行き届いているとは言えない状況にある。この点、世代、地域や生活環境等の個人が置かれている状況にかかわらず、国民の安定的な資産形成に向けた自助努力を支援するためには、将来的には誰一人取り残さず、定期的に金融経済教育を受けられる機会を提供することが重要である。

金融経済教育に取り組むにあたっては、上述の「金融リテラシー・マップ」の内容を参考にしつつ、家計管理や生活設計のほか、社会保障・税制度等の公的制度、消費生活の基礎や金融トラブルに関する内容も含めて、広範な観点から金融リテラシーの向上を目指すことが重要である。また、その際、国民一人ひとりが、経済的に自立し、より良い暮らしを実現していくとともに、社会の一員として、健全で質の高い金融商品や家計金融資産の有効活用により、公正で持続可能な社会の実現に貢献することができるという視点を持つことも重要である。

そして、全ての国民に対して、広く、定期的に金融経済教育を受ける機会が提供されるためには、関係省庁・地方公共団体・教育関係者・金融業界・経済界・((8)で後述する) 金融経済教育推進機構等が、学校・企業・地域コミュニティ等の様々な場で密に連携することが必要である。

こうした観点から、本基本方針に盛り込まれた取組を進め、まずは令和10年度末を目途に「金融経済教育を受けたと認識している人の割合」が米国並みの20%となることを目指す。

(2) 長期・積立・分散投資の意義

資産形成の方法は「貯蓄」と「投資」に大別されるが、それぞれの金融商品の特性に留意しつつ、これらの組み合わせを検討していくことが重要

シ』の項目別・年齢層別スタンダード（2023年6月改訂版）」。

¹¹ 金融広報中央委員会「金融リテラシー調査（2022年）」では、「在籍した学校、大学、勤務先において、生活設計や家計管理についての授業などの『金融教育』を受ける機会はありましたか」との問い合わせに、「受ける機会があり、自分は受けた」と回答した人は、7.1%と低水準に留まっていることが示されている。

266 である。金融商品の有するリスク¹²やリターンは商品ごとに様々であるが、
267 流動性・収益性・安全性の観点から、それぞれの特徴を理解する必要がある。
268 例えば、一般的には、預貯金は、流動性や一定の元本保証があること
269 に伴う安全性が高い一方、収益性は株式や投資信託等に劣る場合が多い。
270 株式や投資信託等は、一定の収益性が期待できる一方、元本割れのおそれ
271 も存在する。

272 こうした中、株式や投資信託等への投資に伴うリスクを可能な限り軽減
273 しつつ、安定的な資産形成を行うためには、長期・積立・分散投資が有効
274 な選択肢の一つとなる。具体的には、積立投資により、一括投資に比べ高
275 値掴み等のおそれの軽減が期待でき、分散投資（投資対象の商品（アセット
276 クラス）や地域を分散させること）により、ポートフォリオ全体が特定
277 のリスクから受ける影響を軽減することが可能となる。そして、こうした
278 積立・分散投資を長期間継続することで、複利効果¹³も享受しつつ、安定
279 的な資産形成に取り組むことが可能になると考えられる。

280 ただし、これらの知識を習得したことのみをもって投資で損をする可能
281 性を排除できるわけではなく、投資から生じる利益や損失は、投資対象商
282 品の相場変動、為替相場、当該商品の売買にかかる手数料や税制等、様々
283 な要因に左右されるものであることに留意が必要である。

284 以上の観点を踏まえ、長期・積立・分散投資の意義について、普及・啓
285 発に取り組んでいく。

286 (3) 金融トラブルから身を守るための知識の習得

287 従前から、本来の価値に見合わないものを高額で売りつける悪質商法や、
288 小さなリスクで大きく儲かると偽る詐欺的な投資勧誘などの相談事例が
289 多く存在したが、昨今では、偽メールや偽サイトによるフィッシングや架
290 空請求などに加え、SNS 等における暗号資産へと関連付けた詐欺的な投資
291 勧誘の相談事例が増えているなど、金融トラブルは多種多様化している。

¹² 金融商品のリスクとは、損失が発生する可能性ではなく、「運用成果の振れ幅」のこと
を指す。

¹³ 投資して得られた収益が更に運用され増えていくこと。

こうした中、独立行政法人国民生活センター¹⁴によれば、生命保険や投資信託、多重債務、暗号資産といった金融関連商品・サービスに関するトラブルの相談件数は、引き続き高水準かつ増加傾向にある。

こうした現状を踏まえ、最新のトラブル事例や、トラブルから事前に身を守るための情報や万が一トラブルに巻き込まれてしまった場合の対処方法等、被害防止に必要な情報を適時適切に提供する仕組みを整えるとともに、国民が必要な金融リテラシーを身に着けられるよう、支援していく。その際、令和4年4月に成年年齢が引き下げられたことを背景に、若年層が金融トラブルに遭うことを防止する観点からも、若年層に対する金融経済教育を強化していく。

(4) 金融リテラシーの向上における消費者教育との連携

金融経済教育を推進するに当たっては、国民一人ひとりが、経済的に自立し、より良い暮らしを実現していくとともに、健全で質の高い金融商品や家計金融資産の有効活用により、公正で持続可能な社会の実現に貢献する観点から、金融リテラシーの向上を図ることが重要である。

このため、消費者教育の推進に関する法律（平成24年法律第61号）や「消費者教育の推進に関する基本的な方針」（平成25年6月28日閣議決定）に基づく消費者教育と連携し、金融や経済についての知識に加え、家計管理や長期的な生活設計を行う習慣・能力、消費生活の基礎や、金融トラブルから身を守るための知識の習得、また、事前にアドバイスを受けるなどといった外部の知見を求めることが必要性を理解することを推進していく。

(5) 社会保障教育との連携

社会保障制度は、怪我、病気、介護といった個々人の生活上のリスクを国民全体で支え合う仕組みであり、国民生活や社会経済の安定に欠かせない制度である。また、日本の社会保障の中心である、社会保険の財源は税や社会保険料であり、社会保険を受給するためには保険料を納付することが原則である。

¹⁴ 独立行政法人国民生活センター「各種相談の件数や傾向」のうち、「金融関連商品・サービス」の件数を集計。

331 こういった社会保障の意義や役割、負担と給付の関係、民間保険との違
332 い等を理解し、国民一人ひとりが、地域住民の日常生活を支える社会保障
333 の担い手であるという当事者意識をもつとともに、必要な制度を活用でき
334 るようになることは、国民が安定的な資産形成を進める上でも重要である。
335 このため、効果的な教材の作成、周知などについて、社会保障教育と必要
336 な連携を行っていく。

337

338 (6) 私的年金等の普及促進

340 公的年金の上乗せの給付として、高齢期により豊かな生活を送るための
341 制度として重要な役割を果たす企業年金やiDeCoを含む私的年金等につい
342 て普及促進を図るため、政府横断的に広報を行っていく。具体的には、企
343 業型確定拠出年金(DC)実施企業を含む職域での従業員向け教育の支援(講
344 師派遣事業)のほか、私的年金等に関する広報活動を展開していく。

345

346 (7) 学校・教員向け支援

348 「中学校学習指導要領(平成29年告示)」では、社会科(公民的分野)
349 と技術・家庭科(家庭分野)において、「高等学校学習指導要領(平成30
350 年告示)」では、公民科と家庭科において、金融経済教育に関する記載が拡
351 充されている。さらに、「高等学校学習指導要領(平成30年告示)解説(家
352 庭編)」においては、家計管理について理解する内容として、「預貯金、民
353 間保険、株式、債券、投資信託等の基本的な金融商品の特徴(メリット、
354 デメリット)、資産形成の視点にも触れるようとする。」と、具体的な視点
355 が盛り込まれた。

357 学校における金融経済教育を一層充実させるため、学校現場を支援する
358 観点から、(8)で後述する金融経済教育推進機構は、学校や教員研修の場等
359 への講師派遣を積極的に展開するほか、中学校や高等学校の各段階における
360 学習教材の提供等を進める。また、学校における効果的な授業のあり方
361 について研究を進め、広く普及していく。

362

363 (8) 金融経済教育推進機構における教育及び広報

365 上述(1)のとおり、政府や金融関係団体等においては金融経済教育に関する
366 様々な取組が実施されてきたが、各種調査により、金融経済教育を受け

367 たと認識している者は少数にとどまっていることが示されている。また、
368 金融経済教育の担い手が金融関係団体や金融機関では、金融商品の販売・
369 勧誘が目的ではないかと疑われ、受け手から敬遠されるとの指摘や、各主
370 体の取組には重複する部分も見られ、全体として見ると非効率ではないか
371 との指摘もある。

372
373 こうした指摘を踏まえ、金サ法に基づき、金融経済教育推進機構（以下、
374 「機構」という。）が令和6年4月に設立予定である。機構は、金融リテ
375 ラシーの向上を図るプラットフォーマーとして、時代の移り変わりと個人
376 の多様性に即した金融経済教育を提供し、いまと未来の暮らしをより良く
377 する金融サービスの活用や資産の形成と活用を支援する。これにより、一
378 人ひとりが描くファイナンシャル・ウェルビーイングを実現し、自立的で
379 持続可能な生活を送ることのできる社会づくりに貢献していく。

380
381 こうした考えの下、まず、全国に教育の機会が提供されるよう、その活
382 動を抜本的に拡充する。そのため、関係省庁・地方部局、地方公共団体、
383 教育機関、経済団体、金融団体・金融機関、都道府県金融広報委員会等の
384 多様なステークホルダーとの連携を強化し、地方を含めて「学びの場づくり」
385 に取り組む。特に、機構が有する公的性格という強みを活かし、認定
386 アドバイザーも活用しながら、積極的な企業向け講師派遣や企業の人事・
387 福利厚生担当者向けセミナーの開催等を通じて、企業における雇用者の資
388 産形成支援を促していく。

389
390 さらに、成人向けの教育・広報の実施に当たっては、個人の行動変容を
391 促すために、金融経済教育とともに、個人の立場に寄り添った認定アドバ
392 イザーの役割が重要である。このため、機構においては、上述1.(4)のと
393 おり、特定の金融事業者・金融商品に偏らないアドバイスを行うアドバイ
394 ザーを認定・支援することにより、個人が気軽に相談できる環境を整備す
395 る。

396 4 国民の安定的な資産形成の支援のために必要な調査及び研究

397
398
399 国民の安定的な資産形成に関する実態や、国民が受けている各種の支援の
400 実態の把握を継続的に実施する。また、地方公共団体や事業主を含め施策の
401 実施状況や、国内外の調査研究等に関する情報収集を引き続き実施する。

403 支援制度の利用状況に関する指標としては、NISA 口座数や NISA 買付総額
404 を掲げているところであるが、国民の安定的な資産形成の支援に関する施策
405 を更に適切に推進していくため、指標の在り方については引き続き検討を進
406 めていく。

407

408 **III 国民の安定的な資産形成の支援に関する施策を総合的に実施するために必 409 要な国・関係行政機関・地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力**

410

411 国、地方公共団体、機構、民間団体等は、本基本方針の施策が全国において
412 効果的かつ効率的に実施されるよう、適切に役割分担するとともに、相互に連
413 携を図りながら協力するよう努める。

414

415 国は、関係省庁や内部部局だけでなく、地方公共団体や民間団体とも緊密に
416 連携しつつ、国民の安定的な資産形成の支援に関する国全体の施策を推進する。
417 その際、国は、国民の安定的な資産形成の支援に関する施策に関し、地方公共
418 団体が実施する施策及び民間事業者が行う安定的な資産形成の支援に関する
419 活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努める。

420

421 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえ、その地域の人口規模や構
422 成等の社会的状況や、産業構造等の経済的状況に応じた施策を策定し、実施す
423 る。また、国民一人ひとりに対して個々人の年齢や生き方に応じた安定的な資
424 産形成を促すため、住民に身近な行政を総合的に実施する立場から、地域特性
425 に応じた手法や内容により地域住民の安定的な資産形成を支援する。その際、
426 地方公共団体は、金サ法第 84 条において、国の施策に準じて、当該地域の社
427 会的及び経済的状況に応じた安定的な資産形成の支援に関する施策を講ずる
428 よう努めるとされていることに留意する。

429

430 企業においては、雇用者の幸福を目指す上で心身の健康のみならず、経済的
431 な安定を支援する取組が広まりつつある。これは従業員エンゲージメントの向上
432 にも効果的であり、人的資本の戦略上も重要であることから、国は、事業主
433 に対して、金サ法第 85 条の規定を踏まえ、その事業に支障のない範囲における、
434 その従業員を対象とする国、地方公共団体又は機構による安定的な資産形
435 成に資する制度の利用の促進のための取組並びに安定的な資産形成に関する
436 教育及び広報への協力を求めつつ、事業主が雇用者の安定的な資産形成を支援
437 するための取組を継続的に進められるよう、経済団体と連携しながら、中小企
438 業を含めて支援していく。

439

440 **IV その他国民の安定的な資産形成の支援に関する施策に関する重要事項**

441 **1 施策の実施状況の評価**

442

443 本基本方針に基づき講じられた国民の安定的な資産形成の支援に関する
444 施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価し、これを踏まえて対策等の見
445 直しや改善に努める。検証・評価に当たっては、金サ法第 82 条第 8 項の規
446 定に基づき、金融審議会において、関係者の意見を聴取することとする。

447

448 **2 基本方針の見直し**

449

450 金サ法第 82 条第 7 項の規定に基づき、国民の安定的な資産形成の支援に
451 関する状況の変化を勘案し、またIV 1 で実施された評価を踏まえ、基本方針
452 に検討を加え、おおむね 5 年後を目途に見直しを検討することとする。